

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京都府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目次

告示	ページ	公告	ページ
○随意契約の相手方の決定	(税務課) 323	○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出	(山城広域振興局) 324
○保安林の指定解除予定の通知	(山城広域振興局) ♪	○道路の位置の指定の取消し	(乙訓土木事務所) ♪
○随意契約の相手方の決定	(公営企業管理事務所) ♪		
		公安委員会	
		○警備員指導教育責任者講習の実施	325

告示

京都府告示第290号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和5年5月23日

京都府知事 西脇 隆俊

- 委託業務の名称及び数量
京都府税務支援システム運用等業務 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部税務課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 契約日
令和5年4月1日
- 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社京都支社
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8
- 契約金額
105,707,580円
- 契約の方法
随意契約
- 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

京都府告示第291号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年5月23日

京都府知事 西脇 隆俊

- 解除予定保安林の所在場所
城陽市奈島下小路11の77(次の図に示す部分に限る。)、上小路12の11・12の14から12の16まで(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、12の65、12の67、12の69、12の71、坊ヶ谷13の2(次の図に示す部分に限る。)、13の29、13の30、中芦原68の138(次の図に示す部分に限る。)、68の140
- 指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、城陽市役所においてその図面を閲覧することができる。)

京都府告示第292号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和5年5月23日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 調達の名称及び数量
 - (1) 京都府公営企業管理事務所で使用する電力調達一式
 - (2) 京都府公営企業管理事務所綾部中継ポンプ場で使用する電力調達一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府公営企業管理事務所
福知山市宇石原1158
- 3 契約日
令和5年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
関西電力株式会社
大阪市北区中之島三丁目6番16号
- 5 契約金額
 - (1) 64,384,201円
 - (2) 6,273,310円
- 6 契約の方法
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗の名称	ホームセンターダイキ宇治東店	DCM宇治東店	令 4. 3. 1	店舗名称の変更のため
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原 平和	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣	平 29. 2. 13 ほか	設置者の住所及び代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ダイキ株式会社 松山市美沢一丁目9番1号 代表取締役 高橋 宰	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 代表取締役 石黒 靖規	令 3. 3. 1	小売業を行う者の名称、住所及び代表者の変更のため

- 2 届出年月日
令和5年4月19日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和5年5月23日から令和5年9月25日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和5年5月23日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 届出事項の概要
 - (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
代表取締役 平松 正嗣
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
DCM宇治東店
宇治市菟道平町42番地2ほか
 - (3) 変更の内容

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の取消しを次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和5年5月23日
京都府知事 西 脇 隆 俊

指定取消番号	指定取消年月日	所管土木事務所名	道路の位置	道路の延長	道路の幅員
乙第613号	令 5. 5. 12	京都府乙訓土木事務所	長岡京市神足太田2の7	m 16.0	最小 6.0 ^m 最大 6.0
乙第614号	〃	〃	〃 〃 1の27	13.3	最小 6.0 最大 6.0

乙第615号	5. 5. 12	京都府乙訓土木事務所	長岡京市勝竜寺二ノ坪19の1、20の1	39.2	最小 6.0 最大 6.0
乙第616号	〃	〃	〃 天神五丁目13の3、13の5	44.6	最小 6.0 最大 6.0
乙第617号	〃	〃	向日市上植野町北ノ田5の1、5の22、6の22	34.5	最小 6.0 最大 6.0

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第82号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条第1項の規定による指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年5月23日

京都府公安委員会
委員長 森 田 雅 之

1 講習の区分、種別、実施期間及び定員

区 分	種別	実 施 期 間	定員
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）	新規取得講習	令和5年6月29日（木）から令和5年7月7日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時15分から午後4時45分まで）の7日間	25人
	追加取得講習	令和5年7月4日（火）から令和5年7月7日（金）まで（実施時間は、午前9時15分（講習の初日は、午後0時55分）から午後4時45分まで）の4日間	おおむね15人

2 講習場所

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者

に限る。

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込時において、1号警備業務以外の警備業務に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するものに限る。

4 受講申込みの手続

(1) 事前申込み

講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。

なお、事前申込者の数が定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

ア 受付期間

令和5年6月1日（木）、令和5年6月2日（金）及び令和5年6月5日（月）の3日間（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先等

(ア) 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）

なお、受付専用電話以外での受付は、一切行

わない。

(イ) 申出事項

申込みの際には、次の事項を申し出ること。

- a 受けようとする講習の種別
- b 事前申込者の氏名及び所属警備業者の営業所の名称
- c 連絡先電話番号
- d 受講申込書を提出する警察署（京都府内の警察署に限る。）の名称

ウ 受講者決定の通知

受講者に決定した者に対する通知は、令和5年6月7日（水）午後5時までに、電話により行う。

(2) 受講申込書の提出

受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出すること。

ア 提出期間

令和5年6月14日（水）から令和5年6月16日（金）まで（提出時間は、午前9時から午後3時30分までとする。）とする。

イ 提出書類

(ア) 受講申込書（受講申込書提出の日前6箇月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真を貼付したもの） 1通

(イ) 3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを証明する次に掲げる書類

- a 3の(1)のアに該当する者
1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成した証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通
- b 3の(1)のイに該当する者
1級検定の合格証明書の写し 1通
- c 3の(1)のウに該当する者
2級検定の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通
- d 3の(1)のエに該当する者
旧1級検定の合格証の写し 1通
- e 3の(1)のオに該当する者
旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

(ウ) 追加取得講習を受けようとする者にあつては、1号警備業務以外の警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

(エ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあつては、受講者本人の委任状 1通

ウ 提出先

受講希望の際に提出先として申し出た警察署の生活安全課（係）

エ 提出方法

講習を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

5 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

ア 新規取得講習 47,000円

イ 追加取得講習 23,000円

(2) 納付方法

受講申込書の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

6 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人京都府警備業協会

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター 4階

7 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）